

令和4年5月18日

学生、教職員各位

国立大学法人上越教育大学長  
(危機管理対策本部 本部長)  
林 泰 成

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学主催事業実施基準」  
の改定について（通知）

この度、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学主催事業実施基準」を改定しましたので通知します。

なお、改定内容は下記のとおりです。

#### 記

##### 1 方針(6)の開催案内での周知事項の見直し

改定前 開催案内の文書などで「現在、発熱など風邪症状のある人、過去14日以内に発熱など風邪症状で受診や服薬した人、国外の感染拡大地域に訪問歴のある人は参加しないようにすること。咳エチケットや必要に応じてマスクを着用すること。」を周知徹底すること。

改定後 開催案内の文書などで「現在、発熱など風邪症状のある人、過去7日以内に国外に訪問歴のある人は参加しないようにすること。咳エチケットや必要に応じてマスクを着用すること。」を周知徹底すること。

---

本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp

# ○新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学 主催事業実施基準

(令和2年5月19日 危機管理対策本部会議決定)

改定 令和3年5月31日

改定 令和4年5月18日

## 1 方針

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学主催事業実施基準（以下「本実施基準」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針（令和2年4月23日危機管理対策本部決定）における指定レベルが1である時に、本学が主催事業を実施しようとする場合の判断基準として定めるものであり、指定レベルが2以上であるときは、中止、延期又はオンライン開催とする。
- (2) 対面での開催については、参加者（主催者側出席者及び運営担当者を含む。以下同じ。）が特定された1,000人以下であり、かつ、使用する各施設毎の利用者数が、当該施設の収容定員の半数以下であることを実施基準とする。
- (3) 参加者を特定（事前に住所、氏名、電話番号などを把握し、感染者が発生したときは連絡が取れることを指す。以下同じ。）できない事業、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある人が対面での参加者に含まれる事業、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の対象地域からの対面での参加者が含まれる事業は、屋内外にかかわらず、原則中止、延期又はオンライン開催とする。なお、この場合にあつて、前述の特定参加者（高齢者、基礎疾患のある者、緊急事態宣言対象地域等からの参加者）のみをオンライン参加とする対面・オンライン併用での開催は可とする。
- (4) 本実施基準によりがたい場合であつて、危機管理対策本部長が対面での開催の必要性を認めた主催事業があつた場合には、危機管理対策本部会議において審議の上、当該事業の開催方式を決定するものとする。
- (5) 本学教職員・学生に新型コロナウイルス感染者が発生し、危機管理対策本部長が感染拡大防止及び安全配慮の観点から必要と認める場合には、指定レベルが1であっても、個別の主催事業について中止、延期又はオンライン開催とすることができる。
- (6) 上記(3)及び(4)に基づき対面での開催を実施可能とされた事業であっても、その開催に当たっては、以下の2-(1)から(5)までの事項を厳守すること。  
また、開催案内の文書などで「現在、発熱など風邪症状のある人、過去7日以内に国外に訪問歴のある人は参加しないようにすること。咳エチケットや必要に応じてマスクを着用すること。」を周知徹底すること。

## 2 厳守する事項

- (1) 換気の悪い密閉空間を避ける。  
窓の開放による換気のできる場所における開催においては、30分に1回以上、数分間程度、二方向の壁の窓を全開し換気を行うこととする。  
なお、窓が一方向の壁にしかない場合は、ドアを開けること。可能であれば、常時窓を開けることとする。
- (2) 密集状態を避ける。  
入退場に時間差を設けるなど人が停滞し、密集することを避けられるよう動線を工夫する。また、開始前の人の交流・停滞を避けること。
- (3) 近距離で会話や発声する密接場面を避ける。

会場の広さに応じて隣の人との間隔が保てる定員数を再考する。会場の定員に対して半数程度で行うこととし、かつ、隣・前後の席との間隔は、最低1m以上（できるだけ2mを目安に）空ける。例えば、1列おき、1席空けて席を設定する。

- (4) 入り口及び施設内に手指消毒設備を設置する。  
職員が出入口で、会場に入る際及び事業の途中においても、手洗い等手指消毒ができるよう声掛けするとともに、その場を確保すること。
- (5) 施設を消毒する。  
参加者が手に触れる場所は、主催事業の開始前と終了後に、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を含有したものでふき取ること。

### 3 基準の準用

- (1) 本基準は、学外者が本学施設の貸し付けを受けて実施する事業に準用する。
- (2) 本学教職員が学外の行事・イベント等へ参加する場合には、方針(2)(3)の「開催」を「参加」に読み替えて準用する。